

議案第 26 号

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱案

令和 8 年 4 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

低所得世帯のこどもの進学に対する補助金の交付に関する必要な事項を定めるため

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得世帯のこどもにおける大学等受験料及び模擬試験費用に対し補助金を交付することにより、こどもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低所得世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。

ア 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する手当をいう。）受給世帯

イ 大野市母子家庭等医療費助成（大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）に規定する助成をいう。）受給世帯

ウ 住民税非課税世帯

(2) 大学等 大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）をいう。

(3) こども 19歳となる年度末までの者をいう。

(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、そのこどもを現に監護し、かつ、その生計を維持している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、大野市に住所を有する、低所得世帯のこどもの保護者のうち、申請時点で下記のいずれかに該当する者とする。

(1) ひとり親家庭生活向上事業実施要綱（雇児発0401第31号）に基づく「こどもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる費用は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大学等受験料（入学検定料）

(2) 模擬試験受験料

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、第3条に規定する補助対象者の要件に該当しないこととなった者の補助対象期間は、当該該当しないこととなった日の属する月の翌月末までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び支払証明書（様式第2号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が天災、疾病、その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同一年度において複数回申請する場合、前回申請と同じ内容であれば省略することができる。

(1) 児童扶養手当証書の写し（第2条第1号アに該当する場合に限る。）

(2) 大野市母子家庭等医療費受給者証の写し（第2条第1号イに該当する場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請者が公簿その他必要な方法により市長が調査することに同意し、市長が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

（補助金の算定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を算定するものとする。

2 補助金の交付額は、補助対象者が養育するこどもが大学等受験料・模擬試験受験料として支払った費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 大学等を受験する際の受験料 こども一人当たり、上限53,000円

(2) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料 こども一人当たり、上限8,000円

(3) 中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験を受取る際の受験料 こども一人当たり、上限6,000円

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、審査結果について大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消し、又は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する低所得世帯に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、申請者が補助金の交付決定を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
氏名  
(電話 - - )

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付申請書兼請求書

年度大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

この申請内容を審査するために必要な情報について、市が公簿その他必要な方法により確認することに同意します。

記

1. 申請額(請求額) \_\_\_\_\_ 円  
(内訳) 大学等受験料 (高校3年生等) \_\_\_\_\_ 円 (上限53,000円)  
模擬試験受験料 (高校3年生等) \_\_\_\_\_ 円 (上限8,000円)  
模擬試験受験料 (中学3年生) \_\_\_\_\_ 円 (上限6,000円)
2. 対象となるこどもの氏名・生年月日 \_\_\_\_\_ ( 年 月 日生)

3. 振込口座

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

- 添付書類：(1) 受験料等の支払いを証明する領収書等（受験した学校の名称又は試験名称、受験料等の額、受験者氏名、支払者氏名及び領収日が記載されたもの）  
(2) 振込口座に係る預金通帳の写し等  
(3) その他市長が必要と認める書類

支払証明書

申請者

様

受験料等に係る費用の支払日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受験料等に係る支払金額： \_\_\_\_\_ 円

受験学校名・試験名称等： \_\_\_\_\_

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金の支給に係る資料として、大野市へ提出する必要がありますので、上記受験料等に係る費用として支払いを行ったことを証明願います。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

対象子ども氏名： \_\_\_\_\_

保護者氏名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

上記について相違ないことを証明する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業所の名称： \_\_\_\_\_ 印

所在地： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

※上記内容が確認できる場合は、領収書等の他の書類の提出に代えることができる。

様式第3号（第8条関係）

大野市指令第 号

年 月 日

様

大野市長

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金については、下記のとおり決定したので大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- (内訳) 大学等受験料 (高校3年生等) \_\_\_\_\_ 円 (上限53,000円)
- 模擬試験受験料 (高校3年生等) \_\_\_\_\_ 円 (上限8,000円)
- 模擬試験受験料 (中学3年生) \_\_\_\_\_ 円 (上限6,000円)

2. 交付却下の理由（却下の場合）

3. 備考

大野市低所得世帯の大学等受験料等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金を返還させるものとします。

- (1) 上記要綱に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。